大学等におけるインターンシップの届出制度に関する実施要項

平成 30 年 11 月 27 日 文 部 科 学 省 高 等 教 育 局

1. 趣旨

本要項は、大学、短期大学、高等専門学校(以下、「大学等」という。)におけるインターンシップ届出制度の目的や実施方法、その他必要な事項を定めるものである。

2. 目的

キャリア教育・職業教育や専門教育を強化していく上で、産学協働で人材育成に取り組む ことは重要であるが、その中でもインターシップは効果的な教育手法と考えられている。ま た、地方還流や地方定着に向けたインターンシップや、海外や国際機関でのインターンシッ プなど、目的や対象者に応じて、発展的に活用することも可能であり、その期待が高まって いるところである。

そうした期待にも応えつつ、インターンシップの教育的効果をより高めるためには、「正規の教育課程としてのインターンシップ」に必要な要素として以下4.に挙げる内容を大学等が実践することが重要である。そこで、当該要素を満たしたインターンシップについて、本制度により、大学等から任意で届出を受け付け、その内容を公表する。これにより、大学等や企業ともに教育的効果の高いインターシップを実施していることを社会に向けて広く発信・アピールすることができることに加え、現在、正規の教育課程としてのインターシップの実施が進んでいない大学等や企業等に対しての波及効果も期待でき、そうしたことを通じて、インターンシップの質的充実・量的拡大を目指す。

なお、<u>本届出制度により公表されたインターンシップの中から</u>、学生の能力伸長に寄与するなどの高い教育的効果を発揮しており、他の大学等や企業に普及するのに相応しいモデルとなり得るものを、グッドプラクティスとして表彰する。

3. 実施機関

本届出制度は、文部科学省が独立行政法人日本学生支援機構(以下、「JASSO」という。)と連携して実施するものとする。

4. 内容(定義)

インターンシップについては「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(平成 27 年 12 月 10 日一部改正 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)(以下、「基本的考え方」という。)において、「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」と定義されているが、本届出制度におけるインターンシップは、大学等の正規の教育課程の中に位置付けて単位認定を行うもののうち、特定の資格取得に関係しないものであり、かつ、以下に挙げる要素を全て満たすものを対象とする。

① 就業体験を伴うものであること

【趣旨等】

インターンシップは、大学でのアカデミックな教育研究と社会での実地の体験を 結び付けることや、学生が自己の職業適性や将来設計について考え、主体的な職業 選択や高い職業意識の育成を図る機会となるものであり、基本的考え方においても 「就業体験を行うこと」と定義されていることから、<u>どのようなインターンシップ</u> であっても、就業体験を伴うことが必要である。

就業体験とは、仕事の実際を知ることや職業観の育成等のため、国際機関や NPO も含め、企業等における業務の従事、課題の解決等を体験することと社会の実態に 照らし幅広く捉え、例えば、社員の基幹的・補助的業務の一部を経験することや、 自社の課題解決に取り組む体験(ワークショップ、プロジェクト等)等を含む。

なお、いわゆるワンデーインターンシップなど短期間で実施されるインターンシップの中には、実質的に就業体験を伴わず、企業等の業務説明の場となっているものが存在することが懸念されることから、こうしたものをインターンシップと称して行うことは適切ではない。

② 正規の教育課程の中に位置付けられていること

【趣旨等】

インターンシップを正規の教育課程の中に位置付け単位認定を行うことは、大学教育、特に専門教育とのつながりがより明確になることや、事前・事後学習等の体系化及びインターンシップそのものの充実が図られる等、インターンシップの教育的効果を高め、学生が大学等における教育内容をより深く理解できるというメリットがあり、望ましいと考えられる。

特に、正規の教育課程としての実施に当たっては、<u>インターンシップの教育目的</u> を明確化し、これに基づき、

- ・ 必修か選択か
- ・ 何年次で実施するか
- ・ 授業期間中に行うか、休業期間中に行うか
- ・ 期間をどれくらいに設定するか

など様々な点について、<u>どのように行うのが最も効果的かという観点から検討する</u> 必要があり、学生の能動的な学修を促すものとして提供されることが重要である。

なお、特に、当該単位を学位の構成要件とするに当たっては、教育課程の体系の中に当該単位をどのように位置付けるか十分な検討が必要である。また、単位化を進めんがため、かえって不必要な教育内容を生じさせることのないような工夫が必要である。

③ 事前・事後学習・モニタリングを実施していること

【趣旨等】

インターンシップに<u>事前・事後学習・モニタリングが体系的に設計</u>されていることで、より高い教育的効果が期待できる。

例えば、インターンシップの事前に学生の動機づけ・目標設定や学生・企業双方との目的のすり合わせを行うこと、事後に学修成果確認や体験の言語化、振り返りを行うことなどを含めて、教育課程にインターシップがどのように位置づけられ、インターンシップを通じてどのような学修成果を目指すのかといったことを、学生が明確かつ具体的に認識できるようなものになっていることが必要である。

さらに、学生のインターンシップが円滑に進み、インターンシップの教育的効果が発揮されるよう、インターンシップ期間中も、大学等の教職員が学生に対して適切な関与(モニタリング)ができるような仕組みが構築されていることが望ましい。

④ 実施後の教育的効果を測定する仕組みが整備されていること

【趣旨等】

インターンシップ前後で、学生自身が何を身に付けたか、どう変わったかを評価することで、学生の今後の成長のための課題を認識し、大学等での学修の深化や将来のキャリア選択を促していくことが重要である。

例えば、インターンシップの実施前後でのアンケートの実施、社会で求められる 基礎的な能力・スキルを客観的に測定し、学生の成長を確認するためのテスト等の 実施、到達度を具体的に示した評価基準(例:ルーブリック)の整備等、インター ンシップの教育的効果を定量的・定性的に把握できる手法・仕組みを取り入れてい くことが重要である。

⑤ 原則としてインターンシップの実施期間が5日間以上であること

【趣旨等】

インターンシップの実施期間については、<u>インターンシップの教育目的</u>、全体の教育課程との関係、企業等の受け入れ可能時期との関係等を十分検討した上で、適切な期間・時期を設定する必要がある。また、採用・就職活動の秩序の維持にも配慮する必要がある。

さらに、低学年の学生や大学院生を対象としたインターンシップなど、多様な時期や長期に実施することについても積極的に検討していくことが望まれる。

なお、教育的効果の高いインターンシップの推進にあたっては、<u>なるべく長期で</u>まとまった実施期間を確保することが望ましい。

しかしながら、大学等が所在する地域の事情や学生を受け入れる企業規模等により、単独の大学等や企業で5日間のインターンシップを開発・実施することができない場合は、例えば、事前・事後学習との組み合わせや複数の企業等において計5日間のプログラムとする等の形態も例外として可能であると考えられる。

⑥ 大学等と企業が協働して行う取組であること

【趣旨・留意点】

大学等が期待する教育的効果やインターンシップの実施目的を企業と共有した上で、その達成のために、様々な場面において積極的に協働していくことが必要である。その際、学生の受け入れに伴う企業の負担軽減に十分に努めることも重要である。協働の具体的な内容として、例えば、

- ・ 学生の事前・事後学習や評価に企業が参画
- プログラムを大学等と企業が協働して設計・評価等

プログラムの策定・実施を企業のみに任せるのではなく、大学等も積極的に関与し、 学生に対する教育的効果の充実に努めていることが必要である。

5. 届出のあった取組に関する情報の公表

届出のあった取組については、上記の要素に即して、実施している内容やその特徴がわかるよう JASSO ホームページ及び当該大学等のホームページにおいて公表するものとする。

6. 届出の手続

(募集等)

本届出制度の募集は、年に 1 回、文部科学省から発出する事務連絡に基づき行う。 当該事務連絡には、申請期間等の必要事項を記入するものとする。

(申請の方法)

- ・ 申請は、別途、上記事務連絡に定める具体的な方法等に従い、大学等において行う。
- ・ 大学等における科目ごとに申請を行うものとし、当該年度の前年度に実施したイン ターンシップを対象とする。
- · 大学等から、複数の科目について申請することも可能とする。
- · 複数の大学等が協働して行う科目については、代表校から申請するものとする。
- · 大学等は、指定された期日までに JASSO ホームページを通じて申請する。

7. 届出の修正、取下げについて

- ・ 大学等は、届け出た取組に変更(取下げ含む)があった場合は、文部科学省及び JASSO に速やかに申し出なければならない。
- ・ 大学等から届出の修正または取り下げがあった場合は、JASSO は直ちにこれを公表 内容に反映することとする。

8. その他

本要項に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、文部科学省と JASSO が協議して決定するものとする。